

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

この実施要領は、第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務内容

（1）委託件名

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

（2）業務仕様

「第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3）委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（4）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 契約上限額

12,826,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）当該プロポーザル公示日現在、由布市において、当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ本プロポーザル実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。

(4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された日から2年を経過しない者であること。

(5) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(6) 次に掲げる団体でないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である団体

②代表者又は役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）である団体

③団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

(7) 過去において、本業務と同種又は類似の委託業務について、他の地方公共団体から直接受託した実績を有していること。

(8) 由布市内で業務進捗や業務内容等に関する打ち合わせが迅速かつ円滑に対応でき、緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

5. 質問書及び質問に関する回答

企画提案書等の作成について質問がある場合は、質問書（様式第1号）の内容欄に簡潔に記載し、提出すること。

(1) 提出期限及び提出先

令和7年1月21日（火）17時までに、次の形式にて提出すること。

①メール宛先 kankyo@city.yufu.lg.jp

②メールの件名は、必ず「第2次由布市環境基本計画等策定業務委託プロポーザル質問」とすること

③質問書送信後は、事項6.（3）に記載の環境課の電話番号まで連絡すること。

なお、市役所開庁日・開庁時間以外に送信した場合は、直近の開庁日・開庁時間に連絡すること。

(2) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ回答することとし、質問者の会社名等を伏せ、令和7年1月23日（木）に由布市公式ホームページ（当該プロポーザル公告ページ）に掲載する。

（3）留意事項

- ①窓口や電話など口頭での質問は受け付けない。
- ②本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。
- ③同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

6. 参加申込等

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者は、次の期日までに下記書類を提出すること。

（1）提出期限 令和7年1月31日（金）17時まで

（2）提出方法 郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認ができる郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。

※持参の場合の提出可能時間は、由布市役所の開庁日・開庁時間内とする。

（3）提出場所 由布市環境課

住所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302

電話 097-582-1310

（4）提出書類

①参加申込書（様式第2号） 1部

②会社概要書（様式第3号） 1部

併せて既存パンフレットの添付も可。

③業務実績書（様式第4号） 1部

事業者の業務実績を具体的に記載すること。

各様式において、同種又は類似業務の実績を最大5件まで記載すること。

また、業務実績の内容が確認できる書類として、契約を証する書類の写等を添付すること。

④業務実施体制調書（様式第5-1号、第5-2号） 各1部

業務全体を統括する統括責任者及び仕様書の各業務の管理責任者名（兼務可）を記入するとともに、当該責任者の資格（業務に係るものに限る。写し等を別に添付すること）、また、各責任者の業務受託実績を最大5件まで具体的に記載すること。

外部の協力を受ける場合は、協力企業名等を記載すること。

ただし、統括責任者については当該企業の社員とする。また、統括責任者及び管理責任者は、本市の要求に応じて市内での打ち合わせ等に参加できる者とする。

る。

⑤会社・法人の登記事項証明書 1部

※発行後3ヶ月を経過していない原本

(5) 資格確認

参加申込書を提出した者について、提案資格を満たすものか確認をし、参加資格審査結果通知書（兼企画提案書等提出依頼書）を令和7年2月5日（水）までに電子メールにて通知する。

※企画提案書等提出依頼書は、提案資格を満たすもののみに送付する。送付を受けた者は必ず依頼書を受信した旨を返信すること。

※期日までに資格の有無の通知が届かなかった場合は、(3)に記載の電話番号に連絡すること。

(6) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を、令和7年2月21日（金）17時までに提出すること。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次により必要書類等を提出すること。なお、下記提出書類以外に独自提案等の書類を提出することを妨げるものではない。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（様式第7号）

②企画提案書（任意様式）

仕様書の各業務を遂行するための具体的な手法を項目ごとに項目順に記載し、作成される各計画書等の構成イメージを視覚的にわかりやすく提案すること。

また、計画策定によって可能となる分析や評価について、事例を交えてわかりやすく提案すること。また、資格審査時に提出した内容を含めた事業実績等も適宜記載し、併せて各業務の実施時期（スケジュール）も作成すること。

③その他独自提案等書類（任意様式）

④業務の見積書（任意様式）

本業務に係る見積書（内訳書とも）を作成すること（消費税及び地方消費税含む）。本業務の全体の見積金額とその詳細な内訳及び単価・数量を示し、積算根拠が分かるように記載すること。契約上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

(2) 提出部数

紙媒体 10部（審査用 正本1部 副本9部）

※提出様式はA4版（資料によりA3を利用する場合は、A4の大きさに三つ折り）で、文字は11ポイント以上とする。

※仕様書の各業務を遂行するための具体的な手法を項目ごとに項目順に記載すること。その際、以下①～⑤の事項を含め簡潔にまとめること。

- ①実施方針・策定される計画等の内容やイメージ
- ②実施体制（他の自治体での業務受託実績を含む）
- ③業務スケジュール（工程表）
- ④実施方法
- ⑤その他独自提案等

（３）提出期限

令和７年２月２１日（金）１７時まで

※提出場所・提出方法は、６．参加申込等の項に同じ。

８．審査体制

①審査員は、由布市環境審議会又は環境基本計画推進庁内連絡会議構成課職員の中から市長が数名を指名し、審査基準を基にした総合的な審査のもと、最も優秀な事業者を委託業者に選定する。

②一次審査においては、環境課にて審査を行った上、その結果を市長の承認を得て決定するものとする。

③二次審査においては、事業者によるプレゼンテーションを行った上、審査員の審査により１者を選考する。

③参加事業者が多数の場合は、一次審査で合計点数の高い３者程度を選考する。

④参加事業者が１者であった場合は、一次審査及び二次審査を行い、審査基準の最高評点の６割以上の評点を得れば、当該事業者を選定する。

⑤一次審査及び二次審査は非公開とする。

９．一次審査（書面審査）

一次審査は、前項８．の記載により、書面にて行う。

１０．一次審査結果通知

一次審査の結果は、令和７年２月２８日（金）までに、電子メールにて通知する。

※一次審査通過の通知を受けた者は、通知メールに必ず受信した旨を返信すること。

※一次審査結果の通知が届かなかった場合は、６．（３）に記載の電話番号に連絡すること。

１１．二次審査プレゼンテーション

提案プレゼンテーションは、事業者ごとに、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案の資料や追加資料の配付を認めない。ただし、これらを踏まえて、パソコン及びプロジェクターによるPPT等でのプレゼンテーションは可能とする。

- (1) 日時 令和7年3月7日(金) ※時間や詳細は別途通知する
- (2) 場所 由布市役所本庁舎 2-1会議室
- (3) 説明者 3名以内
- (4) 説明時間 提案プレゼンテーション20分以内(プレゼン設営を含む)
質疑応答15分程度

1.2. 二次審査結果

二次審査の結果については、令和7年3月12日(水)を予定とし、選定者を由布市公式ホームページ(当該プロポーザル公告ページ)に掲載し、当該日にすべての提案者に書面を発送し通知する予定。

なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査の過程や結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1.3. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは由布市にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する審査、説明、報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用や複写できるものとする。
- (7) 提出された書類は、提出者の正当な利益が害されるおそれがあることから、提出者の許諾無しに情報公開等の開示をしない。
- (8) 提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。

1.4. 本件に関する照会・書類の提出先

担当課 由布市環境課 (担当 梅野)

住所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302

電話 097-582-1310 メール kankyo@city.yufu.lg.jp

15. 実施スケジュール

No.	項目	期間等	備考
1	参加募集開始	令和7年 1月14日（火）から	ホームページ
2	質問書受付期限	令和7年 1月21日（火）まで	電子メール
3	質問書に対する回答	令和7年 1月23日（木）	ホームページ
4	参加申込書提出期限	令和7年 1月31日（金）まで	持参又は郵送
5	参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼書送付	令和7年 2月5日（水）予定	電子メール
6	企画提案書等提出期限	令和7年 2月21日（金）まで	持参又は郵送
7	一次審査結果通知	令和7年 2月28日（金）予定	電子メール
8	二次審査プレゼンテーション	令和7年 3月7日（金）予定	市役所本庁舎 にて
9	二次審査結果通知	令和7年 3月12日（水）予定	ホームページ 及び書面通知

16. 審査基準

一次評価基準 合計点 50

審査項目		視点	採点基準
事業者評価	業務実績	過去の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、その他環境関連の計画等の策定実績	10
	従事予定者の業務実績	過去の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、その他環境関連の計画等の策定業務に従事した実績	10
	業務体制	業務実施にあたり、十分な人員配置・体制が組まれているか	10
提案内容	実施方法	業務フロー及びスケジュールは妥当か 事業提案が具体的且つ実効性・実現性があるか	10
委託費用	見積金額	見積金額の最も低かった参加者に満点を付する その他の参加者は次の計算により算出する 「最低見積金額／提案見積金額×10」 (小数点以下四捨五入)	10

二次評価基準 合計点 100 (審査員1名あたりの配点)

審査項目		視点	採点基準
提案内容	業務理解度	環境分野に関する国内外の動向を十分理解しているか	30
		本市のこれまでの環境施策や関連計画などを十分に理解し、それを反映した内容になっているか	
		本市の自然条件や社会条件を踏まえた上で、本市特有の課題の整理が的確にまとめられているか	
	独自性	市民や事業者の声を効果的かつ多角的に吸い上げるための方法が提案されているか	30
		業務実績やノウハウを活かした独自性のある提案があるか	
		仕様書に定めのない追加の独自提案があり、かつ本業務実施にあたり有益なものか	
プレゼンテーション	説明力	提案書・発表資料が見やすく視覚的に表現されており、分かりやすい説明であるか	30
		全体構成が整理され、簡潔にまとめられているか	
		業務に携わろうとする意欲が感じられるか	
	対応力	質疑に対する回答は簡潔で明確か	10